

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 7 月 28 日

高松法務局

登記官 松 浦 孝 二

記

- 1 手続番号
第 4 7 0 0 - 2 0 2 5 - 0 0 3 5 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
木田郡三木町大字井戸字山田 4 8 1 4 番 3